

(平成24年10月24日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認長崎地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

- |                               |     |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 1 件 |
| 厚生年金関係                        | 1 件 |

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B店における資格喪失日に係る記録を昭和49年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年9月28日から同年10月1日まで

私は、昭和49年10月に、それまで勤務していたA社B店から同社C店へ転勤したが、ねんきん定期便によると、申立期間に係る厚生年金保険の記録が無かった。

継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録（事業所名は、A社C店）、複数の同僚の証言、転勤に関する申立人の記憶、D厚生年金基金加入員台帳により確認できる訂正前の加入員記録、及び本件とは別のA社関連事業所間の転勤に伴う年金記録の欠落についての年金記録確認第三者委員会に対する申立てにおいて確認された厚生年金保険料の控除実態（給与明細書による確認）などの事情から総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社に継続して勤務（昭和49年10月1日にA社B店から同社C店に異動）し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B店における昭和49年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、8万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、「申立てどおりの届出を行ったか、申立期間の保険料を納付したかについては不明である。」と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。